令和2年大和町議会3月定例会議会議録

令和2年3月3日(火曜日)

応招議員(16名)

1番	千	坂	博	行	君	10番	今	野	善	行	君
2番	今	野	信	_	君	11番	藤	巻	博	史	君
3番	犬	飼	克	子	君	12番	平	渡	髙	志	君
4番	馬	場	良	勝	君	13番		欠		員	
5番	槻	田	雅	之	君	14番	髙	平	聡	雄	君
6番	門	間	浩	宇	君	15番	堀	籠	日占	出子	君
7番	渡	辺	良	雄	君	16番	大多	頁賀		啓	君
8番	千	坂	裕	春	君	17番	中	ЛП	久	男	君
9番		欠		員		18番	馬	場	久	雄	君

出席議員(16名)

1番	千	坂	博	行	君	10番	今	野	善	行	君
2番	今	野	信	_	君	11番	藤	巻	博	史	君
3番	犬	飼	克	子	君	12番	平	渡	髙	志	君
4番	馬	場	良	勝	君	14番	髙	平	聡	雄	君
5番	槻	田	雅	之	君	15番	堀	籠	日占	出子	君
6番	門	間	浩	宇	君	16番	大多	頁賀		啓	君
7番	渡	辺	良	雄	君	17番	中	ЛП	久	男	君
8番	千	坂	裕	春	君	18番	馬	場	久	雄	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅	野		元	君	農林振興課長兼農業委員会事務局長	遠	藤	秀	→	君
副町長	浅	野	喜	高	君	商工観光課長	文	屋	隆	義	君
代表監査委員	櫻	井	貴	子	君	都市建設課長	江	本	篤	夫	君
総務課長	後	藤	良	春	君	上下水道課長	蜂	谷	俊	_	君
まちづくり 政 策 課 長	千	葉	正	義	君	会計管理者 兼会計課長	11]	浦	伸	博	君
財政課長	千	坂	俊	範	君	教育総務課長	櫻	井	和	彦	君
税務課長	千	葉	喜	_	君	生涯学習課長	瀬	戸	正	昭	君
町民生活課長	村	田	良	昭	君	総 務 課 危機対策室長	蜂	谷	祐	士	君
子育て支援課 長	小	野	政	則	君	税 務 課 徴収対策室長	遠	藤	眞走	己子	君
福祉課長	吉	JII	裕	幸	君	公民館長	冏	部	昭	子	君
健康支援課長	櫻	井	修	_	君						

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議会事務局 次 長	野田 美沙子
議事庶務係長	本 木 祐 二		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻前でありますが、おそろいでございますので、ただいまから本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番藤巻博史君及び 12番平渡髙志君を指名します。

> 日程第 2 「議案第31号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会 計予算」

日程第 4 「議案第33号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 5 「議案第34号 令和2年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 6 「議案第35号 令和2年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 7 「議案第36号 令和2年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 8 「議案第37号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第 9 「議案第38号 令和2年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第10「議案第39号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第11「議案第40号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会 計予算」

日程第12「議案第41号 令和2年度大和町水道事業会計予算」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第31号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算から 日程第12、議案第41号 令和2年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。 朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 (村田良昭君)

おはようございます。今日もよろしくお願いします。

説明書117ページをお願いします。

議案第31号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。 特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ21億7,349万1,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1 表によるものでございます。

一時借入金でございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、 5,000万円と定めるものでございます。

123ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目、一般被保険者国保税、2目、退職被保険者等国保税につきましては、 平成30年度から県単位化に伴い、県から示された算定保険税の総額を基に低所得者の 層に対する軽減措置を考慮し、予算措置をしたものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定でございます。

3款1項1目国庫補助金につきましては、個人番号制度に伴うシステム整備に伴う ものでございます。

124ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付金となるものであり、医療費に係る普通交付金並びに保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県 繰入金、特定健診等の負担金としての特別交付金でございます。

5款1項財産運用収入につきましては、国保基金利子でございます。

6款1項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入れであり、それぞれの 節のとおり法定ルール内での繰入れでございます。

2項基金繰入金につきましては、科目設定でございます。

7款繰越金につきましても、科目設定でございます。

125ページをお願いいたします。

以下、8款諸収入につきましては、全て科目設定でございます。

126ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、国保会計運営に関する事務費でございます。

1節は事務費、補助員の報酬で、8節は職員旅費、10節は参考図書代、国保の保険 証の印刷代などでございます。11節は保険証の郵送料など、12節は国保連合会へのレ セプト点検委託料及び国保情報集約システムの運用委託料でございます。

2目は、県国保連への市町村外の負担金でございます。

2項1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要する費用でございます。

8節は職員旅費、10節はプリンターのトナー代、納税通知書封筒の印刷代でございます。

127ページをお願いいたします。

11節は納税通知書等の郵送代、コンビニ収納口座振替等の手数料でございます。

3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に要する費用でございます。1節は9名の委員の報酬、8節は委員の費用弁償でございます。10節は参考図書の購入費、会員用のお茶代などでございます。11節は会議案内の通信費でございます。

4項1目趣旨普及費は、国保制度のチラシ等の経費でございます。10節は国保啓発のパンフレット代でございます。11節はジェネリック医薬品の推奨通知でございます。

2款1項療養諸費、1目から128ページ4目までは、それぞれの医療費の公費負担分で、国保連合会へなどの負担金でございます。

5目は、国保連合会への医療費の審査手数料でございます。

2項高額療養費、1目から4目までは、それぞれの限度を超える分について公費負担をするものでございます。

129ページをお願いいたします。

3項の移送費については、病院間の移送に係る車代でございます。

4項出産育児諸費は、出産時の一時金でありまして、1人42万円でございます。

5項葬祭費は葬祭費用であり、1人5万円でございます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、1項から130ページの3項までは 県への納付金となるものでございます。

4款共同事業拠出金は、科目設定になるものでございます。

131ページをお願いいたします。

5款1項1目保健衛生普及費につきましては、7節は健康づくり達人セミナーの講師謝金など、10節は健診結果説明会時のパンフレット、27節繰出金は一般会計で実施するがん検診への国保世帯相当分を拠出するものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費は特定健診に要する費用で、1節は生活習慣病の重症化予防訪問指導の管理栄養士などの報酬、7節は特定健康指導情報提供者に対しての賞賜金、8節は訪問指導時の費用弁償、10節はコピー代や受診啓発用のチラシ及び受診票送付のための封筒の印刷代、11節は受診票の郵送料、12節は健診機関へ健診業務委託費などでございます。17節は保健指導時の印刷機を購入するものでございます。

6款1項基金積立金は、基金利子相当分を積立てするものでございます。

7款諸支出金、1項1目から132ページの5目につきましては、償還金及び還付加 算金、税の還付金、医療費の返還金であり、これまでの実績に応じた予算措置と科目 設定でございます。

8款は予備費でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

続きまして、予算に関する説明書139ページをお願いいたします。

議案第32号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。

令和2年度大和町の介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ22億8,093万 2,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページ以降の「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

一時借入金でございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定めるものでございます。

143ページをお願いいたします。

介護保険事業勘定特別会計全体の概要についてであります。

歳入歳出予算総額22億8,093万2,000円となりまして、昨年度対比1億578万8,000円、 4.9%の増と見込んでおります。

歳入につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の増加に伴いまして、財源といたしまして国庫支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金のそれぞれの法定負担相当分等の増額を見込んでおります。

歳出につきましては、1款総務費につきましては、人件費及び認定調査等費として776万4,000円、13%の減を見込んでおります。

2款保険給付費につきましては、第7期介護保険事業計画及び本年度の実績見込み等に基づきまして9,888万3,000円、4.9%の増加を見込んでおります。

4款地域支援事業費につきましては、令和2年度より開始されます地域包括支援センター業務委託経費などにより1,466万9,000円、17%の増加を見込んでおります。

144ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料、現年度分普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料の見込額を計上したものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、介護給付費の20%相当分の法定負担 分の現年度分国庫負担金を見込んだものでございます。

2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の法定負担分の調整 交付金を見込んだものでございます。

2 目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に係ります介護予防・日常 生活支援総合事業費の20%及び包括的支援事業、任意事業費の38.5%相当分の法定負 担分の国庫補助金を見込んだものでございます。

3目保険者機能強化推進交付金につきましては、科目設定でございます。

145ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業支援交付金につきましては、

介護給付費及び地域支援事業費の27%相当分の法定負担分の社会保険診療報酬支払基金により交付される交付金を見込んだものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、施設介護サービス給付等に係る 17.5%及び介護給付費の12.5%相当分の法定負担分の県負担金を見込んだものでございます。

2項財政安定化基金支出金、1目交付金及び2目貸付金につきましては、科目の設 定でございます。

3項1目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に係る介護予防事業、 日常生活支援総合事業の12.5%及び包括的支援事業、任意事業費の19.25%相当分の 法定負担分の県補助金を見込んだものであります。

6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護保険財政調整基金からの利子見 込額でございます。

7款1項1目一般会計繰入金、1節につきましては、介護給付費の12.5%相当分の 法定負担分、2節及び3節につきましては、職員人件費及び事務費。

146ページをお願いいたします。

4節につきましては、地域支援事業費の法定負担分、5節につきましては、低所得者保険料軽減に係ります繰入金でございます。

7款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出見合い分を財政調整基金から繰入金として見込むものでございます。

8款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金。

9款1項延滞金加算金及び過料及び2項町預金利子につきましては科目設定。

9款3項雑入の1目第三号納付金から3目滞納処分費までにつきましては、科目の 設定でございます。

147ページでございます。

4目雑入につきましては、配食サービス利用者負担金、介護予防プラン作成に係ります宮城県国保連合会からの介護予防サービス収入及び介護予防事業参加者負担金等でございます。

148ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要します職員の人件費、事務費、運営経費等でございます。2節から4節につきましては、職員の人件費に要します費用でございます。10節につきましては、事務用品及びコピー等の消耗品

費、被保険者証、負担割合証等の印刷製本費でございます。11節につきましては、介護給付費通知の郵送料、介護給付費通知作成処理手数料、グループホームすずらんの火災保険料でございます。12節につきましては、介護保険システムプログラム、介護保険台帳システム保守料及びグループホームすずらんの除草作業業務に要する費用でございます。13節につきましては、グループホームすずらんに係ります土地借上料でございます。14節につきましては、グループホームすずらん雨漏り修繕工事に要する費用でございます。18節につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部及び宮城県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。24節につきましては、介護保険財政調整基金への利子分の積立金でございます。

149ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費につきましては、介護保険料の決定及び賦課徴収に要します費用でございます。10節につきましては、事務用品、介護保険料の決定及び納付通知書の印刷に要します費用でございます。11節につきましては、介護保険料の納付及び口座振替等の通知書発送の郵送料、口座振替、コンビニ及びクレジット収納に要します手数料でございます。

3項1目認定調査等費につきましては、介護認定及び調査事務に要します費用でございます。7節につきましては、認定調査に係ります調査員の報償金、8節につきましては、認定調査員の調査業務に係ります費用弁償でございます。10節につきましては、コピー代等の事務用品、公用車の燃料費及び主治医意見書用紙の印刷製本費、公用車点検費用でございます。11節につきましては、郵便料金のほか、主治医意見書作成に要します手数料、自動車損害保険料等でございます。12節につきましては、要介護認定調査の業務委託料でございます。13節につきましては、病院等での認定調査業務及び研修会の際の駐車場使用料でございます。18節につきましては、介護認定審査会の運営経費としまして、黒川地域行政事務組合の負担金でございます。

4項1目計画策定委員会費につきましては、介護保険運営委員会、高齢者福祉計画 及び第8期介護保険事業計画策定業務に要します費用でございます。1節及び8節に つきましては、介護保険運営委員会に要する委員の報酬及び費用弁償でございます。 10節につきましては、委員会時のお茶代等でございます。

150ページをお願いいたします。

12節につきましては、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定に伴います業務委託料でございます。

2款保険給付費につきましては、各種介護サービス給付に要します費用でございま

す。

1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付等費、18節につきましては、 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与・購入、住宅改修等の居宅介 護サービスに要します給付費でございます。

2 目施設介護サービス給付等費、18節につきましては、介護老人福祉施設及び介護 老人保健施設等に要します給付費でございます。

3目居宅介護サービス計画等費、18節につきましては、居宅介護サービスのケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費、18節につきましては、地域密着型サービス としましてグループホーム等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要します給付 費でございます。

続きまして、2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費につきましては、介護サービス利用料の1か月の支払いが一定以上の自己負担上限額を超えた分に支給するために要します費用でございます。

11節につきましては、高額介護サービス費の通知に要する郵送料及び支払処理手数 料でございます。

18節につきましては、高額介護サービスに要します給付費でございます。

151ページをお願いいたします。

2目高額医療合算介護サービス等費、18節につきましては、介護保険と医療保険の 1年間の利用料等の支払いが一定以上の自己負担上限額を超えた場合、介護保険分に つきまして給付負担を行うために要します経費でございます。

3項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付等費の18節につきましては、要支援の方の居宅介護サービス等に係ります給付費でございます。

4項1目特定入所者介護サービス費、18節につきましては、低所得者の方の介護保険施設入所に係ります居住費、食費の負担を軽減するために給付されます介護サービス等費でございます。

5項その他の諸費、1目審査支払手数料、11節につきましては、介護給付費の審査 手数料として宮城県国保連合会への手数料でございます。

3 款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付加算金。 152ページをお願いいたします。

22節につきましては、第1号被保険者への還付金でございます。

4款地域支援事業費につきましては、要支援・要介護状態にならないための介護予防、生活支援サービス事業費に要します費用でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、訪問型・通所型サービス事業に要します費用でございます。12節につきましては、からだ元気教室の業務委託料、18節につきましては、介護予防、訪問、通所介護サービスに係る給付負担金でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、11節につきましては、切手代等の通信運搬費、12節につきましては、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメント業務委託料でございます。18節につきましては、介護予防ケアマネジメント事業に係ります給付負担金でございます。

2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防の基本的な基礎知識の普及 啓発及び介護予防活動の地域展開を支援するために要します費用でございます。 7節 につきましては、活き生きサロンなどの介護予防に係ります出前講座の講師謝礼、健 康貯金友の会の運動指導士等への謝金でございます。 8節につきましては、健康貯金 友の会の運動指導士等の費用弁償でございます。 10節につきましては、テキスト代、 コピー代等の消耗品費、11節につきましては、切手代等の通信運搬費及び介護サポー ターのボランティア保険料でございます。

153ページをお願いいたします。

3項包括的支援事業費、1目総合支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた 地域で安心して生活が送れるよう相談などにより実態を把握し、適切なサービスにつ なげられるよう支援するために要します費用でございます。7節につきましては、ス ーパーバイズ相談時の講師謝金でございます。

2目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待への対応を専門的な視点から権利 擁護などに要します費用でございます。 7節につきましては、高齢者虐待防止及び成 年後見人申立て等に対応するための弁護謝礼、研修会開催時の謝金に要します費用で ございます。10節につきましては、パンフレット、参考図書代の消耗品費、12節につ きましては、高齢者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域の関係機関との連携によりケアマネ・ケアスタッフ研修会などを開催し、包括的・継続的なケアマネジメントを実践するための後方支援を行うための経費でございます。 2節から4節につきましては、職員の人件費等に要します費用でございます。 7節につきましては、ケアマネ・ケアスタッフ研修

等に要します講師謝礼でございます。10節につきましては、コピー等の事務用品、公用車燃料費でございます。11節につきましては、電話料及び公用車の廃車手数料でございます。12節につきましては、令和2年度から業務委託を開始します地域包括支援センター運営業務委託に要します費用でございます。13節につきましては、地域包括支援センターシステムハードウエアの賃貸借料でございます。

4目生活支援体制整備事業費につきましては、高齢者の身近な地域住民が中心となり、社会福祉協議会やボランティア等の様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、高齢者の生活支援体制整備に要します費用でございます。7節につきましては、研修会講師謝礼、10節につきましては、事務用品等の消耗品費、普及啓発パンフレットの印刷費。

154ページをお願いいたします。

12節につきましては、生活支援コーディネーターの業務委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に関わります認知症初期支援チームを配置し、早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築に要します費用でございます。7節につきましては、認知症初期集中支援チーム業務に協力をいただきます医師及び認知症サポーターフォローアップ研修会講師に要します謝礼でございます。8節につきましては、認知症初期支援チーム員研修、認知症支援推進員研修に要します費用でございます。10節につきましては、事務用品代、認知症カフェに係りますお茶代、認知症ケアパスの印刷製本費でございます。

4項1目任意事業費につきましては、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう必要な支援を行うもので、配食サービス及びお元気訪問などの地域自立生活支援、家族会への支援事業等に要します費用でございます。7節につきましては、成年後見人及び安心コールセンター協力員、お元気訪問員等への謝礼に要します費用でございます。10節につきましては、資料代等の消耗品費、会議開催時のお茶代でございます。11節につきましては、郵送料、安心コール機器の設置手数料、ボランティア保険料等でございます。12節につきましては、配食サービス、安心コールセンター業務委託、機器保守点検に係る業務委託料でございます。13節につきましては、安心コール機器の借上料でございます。

5項1目支払審査手数料、11節につきましては、支払審査手数料として国保連合会への手数料でございます。

155ページをお願いいたします。

5款1項1目につきましては、予備費を計上したものでございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、説明書163ページをお願いいたします。

議案第33号 令和2年度大和町宮床財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、それぞれ965万1,000 円と定めるものでございます。

款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

167ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、宮床生産森林組合ほかへの貸付地からの収入でございます。

2目利子及び配当金でございますが、基金の管理に伴いまして生じます利子でございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出見合いによる財源調整のため基金から繰り入れるものでございます。

3款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

4款1項預金利子及び2項雑入につきましても、科目設定でございます。

168ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきまして、1節は管理委員7名分を計上してございます。 8節は管理委員の費用弁償及び研修の随行旅費を計上いたしております。9節につきましては、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、一般の事務管理費を計上してございます。 10節につきましては、事務消耗品、コピー代のほか、予算書・決算書の印刷代、電気料につきまして計上いたしてございます。11節につきましては、通知用の切手代でございます。12節につきましては、用務員業務を委託するものでございます。

2目財産管理費につきましては、直営林の管理経費を計上するものでございます。

12節は、山林巡視業務及び作業道刈り払い業務の委託料でございます。18節につきましては、林業関係3団体への負担金でございます。

3目諸費、18節につきましては、3財産区で構成しております連絡協議会への負担 金でございます。27節につきましては、事務費及び各種団体助成を一般会計への繰り 出しをいたすものでございます。

169ページをお願いいたします。

3款予備費につきましては、前年同額の計上でございます。

宮床財産区会計は以上でございます。

続きまして、171ページをお願いいたします。

議案第34号 令和2年度大和町吉田財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、それぞれ1,069万7,000円と定めるものでございます。

款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

175ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目総務費県補助金につきましては、旦ノ下地区の直営林につきまして間 伐及び作業道について補助金を見込むものでございます。

2款1項1目財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会などからの貸付収入を 見込むものでございます。

- 2目利子及び配当金につきましては、科目設定でございます。
- 2項1目不動産売払収入につきましても、科目設定でございます。
- 3款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出見合いの財源調整によりまして、基金からの繰入れを計上するものでございます。
 - 4款繰越金につきましては、科目設定でございます。
- 5款1項1目森林研究・整備機構支出金につきましては、檀ノ下地内の分収造林事業といたしまして、除伐、裾枝払い、作業道補修を実施するため見込むものでございます。

2項1目預金利子、176ページの3項1目雑入につきましては、それぞれ科目設定 でございます。

177ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費、1節は管理委員7名分を計上いたしております。8節につ

きましては、管理委員の費用弁償及び職員の研修随行旅費を計上でございます。 9 節 は会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、10節が事務用消耗品及び予算書・決算書の印刷代でございます。11節につきましては、通知用切手代でございます。

2目財産管理費、12節につきましては、間伐作業の委託に要します経費でございます。14節につきましては、作業道整備に要します経費でございます。18節につきましては、林業関係3団体への負担金の計上でございます。

3 目森林研究・整備機構分収造林管理費につきましては、檀ノ下地内の山林保育に要します費用を計上してございます。12節は除伐、裾枝払いの作業委託に要します経費でございます。14節は作業道補修工事代を計上するものでございます。

4目諸費につきましては、178ページでございます。18節は、3財産区で構成する協議会への負担金でございます。27節は、地域団体への助成として一般会計へ繰り出すものでございます。

3款予備費につきましては、前年と同額を見込んでおります。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、180ページをお願いいたします。

議案第35号 令和2年度大和町落合財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算でございまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 505万円と定めるものでございます。

款項の区分は、第1表によるものでございます。

184ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、相川、報恩寺、松坂の3地区への土地 貸付料収入でございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金の利子につきまして計上いたすものでご ざいます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出見合いの財源調整によりまして基金からの繰入れの計上をいたすものでございます。

3款繰越金、4款諸収入につきましては、科目の設定でございます。

185ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費、1節につきましては、管理委員7名分の計上でございます。

8節につきましては、管理委員の費用弁償、職員の研修随行旅費を計上するものでご ざいます。9節は会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費、10節につきましては、事務用消耗品及び予算書・決算書の印刷代でございます。11節は通知用の切手代でございます。

2目財産管理費、12節につきましては、除草作業に係る委託料でございます。

3目諸費、18節につきましては、3財産区連絡協議会への負担金でございます。27 節は事務費及び地域の各種団体への助成といたしまして、一般会計へ繰り出すもので ございます。

3款予備費につきましては、前年と同額を見込んでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 (櫻井和彦君)

続きまして、187ページをお願い申し上げます。

議案第36号 令和2年度大和町奨学事業特別会計予算でございます。

令和2年度大和町の奨学事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ668万8,000円と定めるものでございます。 第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1表によるものでございます。

それでは、190ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目1節につきましては、基金利子の科目設定でございます。

同じく、2款1項1目1節につきましても、寄附金の科目の設定でございます。

3款1項1目1節につきましては、令和2年度の奨学事業を運営するに当たりまして、財源調整のために基金から繰入れを行うものでございます。

4款1項1目1節につきましては、繰越金見込額の計上でございます。

5款1項1目1節につきましては、科目の設定でございます。

5款2項1目1節につきましては、貸付金の元利収入でございますが、現年度分・

過年度分合わせまして奨学金の貸与者47名、現年度が43名、過年度4名を見込んでおりますが、からの償還金を計上いたしたものでございます。

次に、191ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費、20節でございます。高校生につきましては、新規3名を見込んでおります。継続1名でございまして、合わせて4名。大学生につきましては、新規10名を見込んでおりまして、継続6名と合わせまして60名に対します奨学金の貸付金の計上でございます。

2目事務費でございます。1節及び8節につきましては、奨学事業審議委員会議員の報酬と費用弁償、10節は予算・決算書の印刷製本費、11節は郵便料金、24節は奨学事業基金への利子相当分の積立金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 (村田良昭君)

それでは、説明書193ページをご覧ください。

議案第37号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

特別予算会計は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億3,315万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分は、当該区分ごとの金額は、第1表によるもので ございます。

197ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険につきましては、75歳以上の方々の保険料でございます。

1目の特別徴収保険料は、年金天引き分で100%の収納、2目の普通徴収保険料は97%の収納で予算措置をしたものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、科目設定でございます。

3款1項1目につきましては、事務費の繰入れ、2目は低所得者の保険料軽減に充

当するための繰入れでございます。

4款繰越金につきましては、科目設定でございます。

5款諸収入につきましては、1項から3項までは科目設定でございます。

198ページをお願いいたします。

4項は、後期高齢者広域連合からの健診受託による事業収入でございます。

5項は、科目設定でございます。

歳出でございます。

199ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。 10節はコピー代などの消耗品、予算・決算書の印刷代、11節は保険証などの郵送料で ございます。12節は健診業務の委託料でございます。

2項徴収費につきましては、保険料徴収に要する経費でございます。10節は消耗品及び保険料の通知書及び封筒の印刷代で、11節は通知書の郵送料及び口座、コンビニ納付の手数料でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への本町の保険料の納付金でございます。

200ページをお願いします。

3 款諸支出金につきましては、還付金などに備えての予算措置であり、これまでの 実績の基づき計上しています。

4款は、予備費でございます。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 (蜂谷俊一君)

続きまして、205ページをお願いします。

議案第38号 令和2年度大和町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ8億2,308万6,000円と定めるものでございます。

2項としまして、予算の款項の区分、当該区分ごとの金額は第1表によるものでご ざいます。

第2条、債務負担行為であります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、 期間及び限度額につきましては、第2表によるものでございます。

第3条、地方債であります。

地方自治法第230条第1項により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、第3表によるものでございます。

第4条、一時借入金であります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を2億円 と定めるものでございます。

208ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」であります。

令和2年度水洗便所改造資金利子補給及び資金損失補償につきましては、期間について補給及び補償とも令和3年度から令和5年度までとし、限度額については資金利子補給につきましては6万円、損失補償の限度額は融資資金に係る未回収金額とするものであります。

次に、下水道事業地方公営企業適用に向けての公営企業会計システムでありまして、 期間は令和3年度分で、その限度額を264万円とするものでございます。

次に、209ページ「第3表 地方債」であります。

起債の目的ごとの限度額です。

公共下水道事業で2,480万円、資本費平準化事業として1億円、流域下水道事業と して1,200万円、合計1億3,680万円とするものでございます。

起債の方法、利率償還の方法は、記載のとおりであります。

211ページをお願いします。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金であります。

現年度及び過年度賦課分の計上であります。

3節については、小鶴沢幹線下水道管渠での維持管理費に対する応分の負担を宮城 県環境事業公社に求める負担金を、4節については、農業集落排水事業及び戸別合併 処理浄化槽事業の各特別会計について、公会計適用事業策定業務及び公会計システム 構築について下水道事業と併せ実施するもので、各特別会計からの負担金計上であり ます。

2款1項1目下水道使用料は、前年度比約2.3%増の見込額計上であります。

2目土木使用料は、下水道条例で説明させていただきました旧都市下水路の占用料 を計上しております。

2項1目下水道手数料は、指定工事店指定手数料等の収入見込額の計上であります。 3款1項1目下水道費国庫補助金は、補助事業費4,500万円の補助率2分の1の計上であります。

212ページ、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、水洗便所普及費、水質規制 費等の管理費及び借入金償還金等での財源調整のための一般会計からの繰入金であり ます。

5 款繰越金及び6 款諸収入、1項1目町預金利子につきましては、科目の設定であります。

2項1目雑入は、排水設備申請関係用紙代の売上げなどを計上しております。

7款町債、1項1目下水道債は、公共下水道事業、資本費平準化事業、流域下水道 事業のそれぞれ本年度の予定額を計上したものでございます。

213ページをお願いします。

歳出になります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務の一般管理経費のほか、使用料金等の賦課徴収費、水洗便所普及費、水質規制費及び施設の維持管理費などに要する経費を計上してございます。2節から4節は、職員2名の人件費を計上しております。7節につきましては、公共下水道雨水施設の清掃への報償金、8節につきましては、下水道公社主催の研修会及び工場検査立会いに要する費用、10節は事務用品の消耗品のほか、公用車の燃料費、来客用お茶代、印刷製本については予算・決算及び排水設備申請書等の印刷代、光熱水費につきましてはマンホールポンプ場の電気料、修繕料につきましてはマンホールポンプ等の修繕に要する費用であります。11節の通信運搬費は、同じくマンホールポンプ場の電話料など、手数料につきましては下水道使用料の徴収取扱手数料、公用車に関する保険料や汚水管等の緊急清掃の手数料などであります。12節につきましては、料金算定業務等の水道事業への委託料、その他流域下水道の接続点17か所と特定事業所24か所の水質調査及びマンホールポンプと汚水管の清掃業務委託に要する費用、下水道事業の消費税申告業務、地方公営企業法適用支援業務委託に要する経費を計上してございます。

214ページ、13節はマンホールポンプ制御盤設置箇所の土地借上料、15節はマンホ

一ル蓋、公共ます蓋等の補修用材料購入費用であります。18節については、吉田川流域下水道維持管理運営費で、予定排水量444万立方メートルとしております。仙台市下水道維持管理費につきましては宮城大学分を、大衡村維持管理費につきましては、糸繰マンホールポンプ場分の維持管理費の予定額を、補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましては、前年度以前分と現年度見込み分の融資あっせん予定分の利子補給金でございます。26節につきましては、消費税及び地方消費税納付見込額を計上。2項下水道建設費でございます。

1目建設費につきましては、公共下水道単独事業費のほか、補助事業費及び流域下水道建設負担金であります。主なものといたしまして、2節から4節は職員1名の人件費を、8節につきましては、市町村土木職員研修に要します費用、10節につきましては、コピー代等の消耗品費でございます。12節につきましては、補助事業による公共下水道の汚水、雨水の各施設のストックマネジメント計画策定業務を行おうとするものでございます。13節は、下水道工事の積算システム2台のシステム利用料、14節は補助事業としまして、総合地震対策によります吉岡南地内におけるマンホール9基の浮上防止工事を、単独事業分といたしまして公共ます3か所の設置工事、鶴巣地内7か所のマンホールポンプ施設監視装置更新工事を予定しているものでございます。

215ページ、18節でございます。水道会計の負担金としまして、洞堀川下水道管撤去負担金、吉田川流域下水道建設費につきましては、宮城県中南部下水道事務所が整備します建設費に係る市町村の負担金予定額。

2款1項公債費につきましては、令和2年度分の換金償還及び利子支払額の計上で ございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

再開は午前11時5分からといたします。

午前10時57分 休 憩 午前11時07分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 (蜂谷俊一君)

引き続き、よろしくお願いします。

予算に関する説明書の223ページをお願いします。

議案第39号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し 上げます。

農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。 第1条、歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,913万円と定めるもので、第2項、歳入歳出予 算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条、地方債であります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表によるものであります。

226ページをお願いします。

「第2表 地方債」で、起債の公営企業会計適用債であります。

令和4年度当初に公会計へ移行するため、計画策定及びシステム構築に係るもので、限度額を690万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

228ページ、歳入であります。

1款1項1目農業集落排水事業分担金であります。当年度収入見込額計上でございます。

2款1項1目農業集落排水処理施設使用料につきましても、収入見込額の計上でご ざいます。

3款1項1目一般会計繰入金は、管理費充当分及び起債償還に係る繰入れでありまして、宮床クリーンセンターの施設修繕費、汚泥引き抜き委託業務等、実績見合いにより計上したものでございます。

4款繰越金及び5款諸収入につきましては、科目の設定であります。

229ページ、6款1項1目下水道債につきましては、国において下水道事業、農業 集落排水事業及び合併処理浄化槽事業について、令和5年度より公会計企業適用とす るスケジュールが示され、本町においては公共下水道において前倒しし、令和4年度 から公会計へ移行とするための調査計画策定及びシステム構築を行うもので、その見 込額の計上でございます。

次に、230ページ、歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務経費及び管路マンホールポンプ、クリーンセンター等の維持管理に要する費用でございます。 2節から4節は、職員1名分の人件費を計上しております。 7節につきましては、クリーンセンター内除草及び放流水路除草への報償金、10節につきましては、事務用品費等の消耗品費、公用車の燃料費、予算・決算の印刷製本費、光熱水費についてはクリーンセンターやマンホールポンプに係る電気料、修繕料につきましてはマンホールポンプ等修繕であります。 11節につきましては、通信運搬費のクリーンセンター及びマンホールポンプ場の電話料金、使用料の徴収取扱手数料、クリーンセンターの火災保険料及び公用車の自動車損害保険料であります。 12節につきましては、クリーンセンターの運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安管理、メーター検針料金算定業務に係る水道事業への委託料、地方公営企業適用の資産調査業務委託費であります。 18節については、マンホールポンプの管理用電波の利用料金及び公会計システム構築を行うための下水道事業特別会計への負担金であります。

231ページ、2款公債費、1項1目元金及び2目利子とも令和2年度分の償還予定額でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

続きまして、237ページをお願いします。

議案第40号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算についてご説明申し上げます。

戸別合併処理浄化槽特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。 第1条、歳入歳出予算であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,492万9,000円と定めるもの。

第2項としまして、歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表に よるものでございます。

第2条、地方債であります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については、第2表によるものでございます。 240ページをお願いします。

「第2表 地方債」については、合併処理浄化槽整備事業に係る工事及び令和4年

度当初予算より公会計に移行するための資産調査計画策定業務システム構築を行うための起債で、整備工事費としまして610万円、公会計業務として430万円で合計1,080万円とするもので、起債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

242ページをお願いします。

歳入であります。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新たな設置による供用開始予定分7基を見込んでおります。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、管理基数を401基分とし、その見込額を計上しているものでございます。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、補助金の見込額を計上してございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、管理費及び建設費、借入償還金での財源調整のための一般会計からの繰入金でございます。

5 款繰越金、6 款諸収入の1項町預金利子及び、243ページの2項雑入につきましては、科目の設定でございます。

7款町債、1項1目下水道債は、地方債において説明させていただきました公会計 適用に伴うもの及び浄化槽建設に係る起債の借入見込額の計上でございます。

244ページをお願いします。

歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費及び浄化槽維持管理費に要する費用を計上しているもので、主なものとして、2節から4節につきましては、職員1名分の人件費を計上しております。10節のうち、修繕料はブロワーの部品交換20か所、本体交換12か所、浄化槽の軽微な修繕12か所を見込んでの計上でございます。11節の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取扱手数料や法定検査手数料でございます。12節につきましては、浄化槽の保守・清掃点検に係る委託料や、料金算定業務及び水道検針業務に係る水道事業への委託料並びに公会計適用資産調査業務委託料でございます。13節は、浄化槽普及促進協議会研修会の際の公用車駐車代を見込んで計上しております。18節につきましては、県合併処理浄化槽普及促進協議会への負担金及び公会計移行に伴う業務の下水道特別会計への負担金であります。26節については、消費税及び地方消費税であります。

2項1目合併処理浄化槽建設費であります。

244から245ページにかけてでございます。

新規設置工事に係る費用のほか、吉岡西部地区の整備に対します補助金交付事業の計上でございます。 2節から 4 節は、職員 1 名分の人件費を計上しております。 14節については、新たに整備します浄化槽の設置工事に係るものであり、 5 人槽 1 基、 7人槽 5 基、10人槽 1 基、合計 7 基の計上でございます。 18節につきましては、合併処理浄化槽設置整備費としまして、吉岡西部地区に対する浄化槽設置補助金で 7 人槽 1基、10人槽 1 基、計 2 基分の見込額を計上しているものでございます。

次に、2款1項公債費につきましては、令和2年度分の元金及び利子の償還予定額 を計上しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

続きまして、252ページをお願いします。

議案第41号 令和2年度大和町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。 第1条、総則であります。

令和2年度大和町水道事業会計の予算は次に定めるところによるものでございます。 第2条、業務の予定量でありますが、給水戸数につきましては前年度当初予定戸数 及び前年度実績見込みに伴い、微増の1万1,712戸を予定しております。

次に、年間総給水量及び1日平均給水量でありますが、年間総給水量は前年度より 微減の301万5,840立方メートル、1日平均給水量についても年間総給水量を微減とす ることから、約3%減の8,240立方メートルとしております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は水道事業収益の合計額で9億 2,678万2,000円、支出は水道事業費用の合計額で9億1,906万9,000円となり、収支差 引き771万3,000円の黒字の収支予定額としてございます。

253ページになります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額で、収入は資本的収入合計額で1億4,790万4,000円、支出は資本的支出合計額で3億6,035万6,000円の予定でありまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,245万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしてございます。

第5条、債務負担行為であります。

負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のところに定めるもので ございます。

事項としまして、水道施設機械・電気設備点検業務委託について、期間を令和3年度から令和4年度とし、記載の限度額とするものであります。

254ページをお願いします。

第6条、企業債であります。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

目的として、鶴巣落合系送配水管強化事業、松坂配水系管網強化整備事業に係るもので、合計限度額1億3,460万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の職員給与費4,632万9,000円と定めるものでございます。

第8条、他会計からの補助金でありますが、施策的水量見合い分8,000立方メートルの県受水費の相当分などや、旧簡易水道に係ります一般会計からの繰入予定額を8,205万1,000円と定めるもの。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、2,000万円と定めるものでございます。 255ページになります。

資産の評価基準及び評価方法など重要な会計方針に係る事項について記載した調書 となってございます。

次に、256ページから259ページまでは収益的収支及び資本的収支の実施計画、260ページから265ページまでは給与手当等の人件費に関する明細などでございます。

266ページは債務負担行為で、本年度及び過年度分の予定額に関する調書でございます。

267ページの令和2年度大和町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。 キャッシュ・フロー計算書は、1事業年度の現金、預金等の状況を、一定の活動区 分に表示した報告書であります。表示は円単位でありますが、1,000円単位で説明さ せていただきます。

1. 営業活動によるキャッシュフローの当期純損失については、令和元年度損益計算において見込まれます損失で1,151万2,000円といたしております。

非資金項目の調整の減価償却費 2 億2,619万7,000円のほか、記載の項目について計上しているもの、営業活動による資産及び負債の増減の資産の増減マイナス5,201万6,000円については、未収金貯蔵品等の増加額を負債の増減2,535万3,000円は未払金の減少額によるものでございます。

営業活動によるキャッシュフローの合計額は、1億2,626万3,000円であります。

2. 投資活動によるキャッシュフローであります。

建設改良費でマイナス 2 億6,932万5,000円で、令和 2 年度建設改良費支払見込額を 計上し、実施による収入1,216万円は起債及び一般会計出資金の受入れでございます。 投資活動によるキャッシュフローの合計額は、マイナス 2 億5,770万9,000円と予定 してございます。

3. 財務活動によるキャッシュフローの企業債発行については、1億3,460万円の令和2年度の借入予定額であり、企業債の償還はマイナス6,355万4,000円で、令和2年度の企業債の償還でございます。

財務活動によるキャッシュフロー合計額は7,104万6,000円であります。

以上の内容で、資金増減額での減少額は6,040万円でございまして、資金期首残高 3億7,750万2,000円との合計で資金期末残高は3億1,710万2,000円の予定としてござ います。

議 長 (馬場久雄君)

すみません、課長。

説明の途中でありますが、議会運営委員会を開会するためここで暫時休憩をし、休 憩後の説明とさせていただきたいと思います。

再開は午後1時からといたします。

午前11時27分 休 憩 午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

大和町水道事業会計予算の説明をお願いいたします。上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 (蜂谷俊一君)

午前に引き続きまして、よろしくお願いします。

268ページの令和2年度水道事業予定貸借対照表について説明申し上げます。

主な科目ごとの予定額でありますが、資産の部の固定資産、排水管や機械施設等の(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、それに(3)投資その他資産の合計で67億1,088万4,000円と予定してございます。

269ページの流動資産は、現金・預金、未収金、貯蔵品であり、合計で3億5,310万 2,000円、資産合計は70億6,398万6,000円と予定してございます。

負債の部は、固定負債の(1)企業債でありますが、9億5,566万5,000円を計上して ございます。

流動負債の(1)企業債、(2)未払金、(3)引当金、(4)その他流動負債の合計額を1億4,682万8,000円、繰延収益の(1)長期前受金、(2)収益化累計額の合計21億3,767万4,000円を合わせました負債合計は32億4,016万9,000円を予定してございます。

次に、270ページでございます。

資本の部、資本金でありますが(1)自己資本金の固有資本金、繰入資本金、組入資本金の合計は32億3,371万2,000円を予定するものでございます。

次に、剰余金でありますが、(1)の資本剰余金、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金の合計額として1,771万5,000円となっております。(2)の利益剰余金は、各積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を5億7,238万9,000円とし、剰余金合計5億9,010万4,000円を含めた資本合計は38億2,381万7,000円となる予定でございまして、負債・資本の合計70億6,398万6,000円は269ページの資産の合計と同額となるものでございます。

次に、271ページ、令和元年度水道事業予定貸借対照表でありますが、令和元年度 決算見込額による期末の予定額であります。表示は円単位でありますが、1,000円単 位で説明させていただきます。

主な科目ごとの予定額でありますが、資産の部、固定資産は排水管や機械施設等の有形固定資産、無形固定資産及び投資その他資産の合計で65億8,306万5,000円を予定してございます。

272ページの流動資産につきましては、現金・預金、未収金、貯蔵品などでありますが、合計で4億8,525万4,000円と予定し、資産の合計を70億6,832万円といたしておるところでございます。

次に、負債の部であります。

固定負債は企業債、流動負債は企業債及び未払金予定額、引当金、その他流動負債を計上し、この繰延収益の(1)長期前受金、(2)収益化累計額などの負債合計で33億2,515万1,000円を予定しているものでございます。

次に、273ページの資本の部ですが、資本の自己資本金等各資本金の合計額で32億 2,155万2,000円といたしております。

次に、7の剰余金ですが、(1)の資本剰余金は工事負担金、他会計負担金等で、合

計額1,771万5,000円で、(2)の利益剰余金は各種積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を5億390万1,000円とし、剰余金合計5億2,161万6,000円を含めた資本合計は37億4,316万9,000円で、負債・資本合計は70億6,832万円を予定しているところでございます。

次に、274ページ、令和元年度水道事業予定損益計算書についてであります。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては、1億7,071万9,000 円の営業損失でございますが、3の営業外収益と4の営業外費用における営業外収支 においては、6,204万5,000円の黒字となります。5の特別利益、6の特別損失を差し 引いた当年度の純利益は6,046万円の予定額としておりまして、前年度繰越利益剰余 金を加えた当年度未処分利益剰余金は6,887万3,000円を予定額としているところでご ざいます。

次に、275ページ、令和2年度水道事業会計予算内訳書についてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出であります。

収入の1款水道事業収益であります。

1項1目給水収益は、有収水量減等により昨年度当初予算より約3.2%減少としております。

2目給水加入金につきましては、新たな給水加入による見込額の計上であります。

3目その他営業収益は、メーター受信機、コードカバーなどの材売収益を、手数料は給水工事の設計審査及び回線の手数料等、雑収益は下水道使用料等の徴収業務の受 託料並びに消火枠維持管理等の計上でございます。

次に、2項営業外収益であります。

1目の他会計補助金、一般会計補助金につきましては、県からの受水費の政策的基本水量見合い分によるもののほか、簡易水道事業に係る補助金で、前年度までございました高料金対策については、水道料金改定に伴い該当がなくなったことから減額となったものでございます。

2目受取利息及び配当金については、預金利息及び配当金の予定額でございます。 276ページ、3目開発負担金につきましては、民間アパート等の建築などの見込額 を計上してございます。

4目長期前受金戻入でありますが、国庫補助金等減価償却見合い分の計上であります。

5目雑収益は、第三者による給配水管の破損修繕費の収益、放射能検査料に係る東

京電力からの賠償金であります。

次に、支出であります。

主なものとして、1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、本年度から賃金から報酬へ変更となりますパートタイム職員の報酬及び職員6人分の給料等を計上してございます。

277ページになります。

印刷製本費は納入通知書等印刷代、通信運搬費は電話料金及び専用回線料金など、 保険料は公用車、建物、機械設備等の基準保険料による計上となっております。

委託料につきましては、メーター検針委託、水道料金等コンビニ収納代行業務委託、 水質検査委託、水道メーターの検定期間満了による交換業務委託などのほか、給水の 開始・中止作業業務の委託料を、動力費は宮床2号ポンプ場ほか7施設の電力料金で あります。

薬品費は、原水の凝集及び滅菌剤及び除水への追加滅菌剤の薬品などで、修繕費につきましては給配水管の修繕、旧簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用等であります。

受水費につきましては、宮城県大崎公益水道からの受水料金で、令和2年度から受水料金の単価改定及び受水量減等により、前年度当初予算と比べ約9.4%の減額を予定しております。

賃借料については、工事等設計積算システムの使用料であります。

2目の総係費であります。

報酬及び旅費につきましては、水道事業審議会委員11名の報酬及び旅費でございます。

委託料は、水道事業庁舎の宿日直業務委託、公課費につきましては、公用車自動車 重量税であります。

報償費については、採水協力者への謝礼。

278ページ、被服費については職員の作業服代、賃借料については一般県道増沢吉岡線、一級河川吉田川に係ります吉田地区の八志田橋水管のNTT施設への添架料でございます。

3目減価償却費につきましては、建物、排水管等の構築物、機械及び配送地その他 固定資産の令和2年度分償却分でございます。

4目は棚卸資産減耗費、5目はメーター受信機、コードカバー等の購入原価を計上してございます。

2項営業外費用となります。

1目は企業債の利息、2目は雑支出で、第三者による給配水管の破損修繕費を計上しているものでございます。

次に、279ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

収入であります。

1款1項1目企業債は、備考記載の事業実施に伴う借入れで、2項1目出資金は、 旧簡易水道事業における起債元金に対します水道事業会計への一般会計出資金であり ます。

3項負担金、1目工事負担金については、令和2年度において実施します鶴巣落合 系送配水管強化事業の吉岡東地内の一級河川洞堀川水管橋架け替えに伴い、現在使用 していない既存の下水道圧送管がございます、その撤去に係る負担金でございます。 続きまして、支出でございます。

1款1項建設改良費、1目の管工事費については、漏水事故の未然防止と管網構築の観点から計画的に配水管の布設替え工事を実施するものでありまして、予定箇所は吉岡東下蔵、天皇寺地区及び鶴巣、町道大崎大平線、樵橋右岸部分及び鶴巣鳥屋地内の県道塩釜吉岡線内の配水管布設替え工事を、また仙台北部工業団地への送水管の耐震継ぎ手補強工事を予定しております。調査設計費については、県道升沢吉岡線の吉田地内の童子橋水管橋について、管更新を行うための実施設計を。

280ページ、2目水道施設更新事業費につきましては、吉田西部ポンプ場機械電気設備更新工事を、調査設計については、難波・金取南浄水場について、令和2年度より供用しております施設について、平成11年度に制御盤及び注入更新、非常用発電工事を行っております。それ以降については、施設点検を行いながら部分的に機器等更新を行ってきておりますが、本浄水場の原水については表流水であり、近年の豪雨等などにより取水口などへの土砂流出に伴い高濁度が発生し、浄水作業に苦慮することがしばしば発生している現状から、水源及び浄水方法も含めた更新事業計画検討業務などを行おうとしているところでございます。

3目鶴巣落合系送配水管強化事業費については、令和元年度において実施設計を終え、本年度よりその強化工事を行うもので、初年度については吉岡東地内の1級河川洞堀川に係ります水管橋の更新と合わせた左右岸の影響範囲、合計延長61メートルを整備するものでございます。

4 目松坂配水系管網強化整備事業費については、落合地区の子育て支援住宅整備事

業と併せ令和元年度より実施しております事業で、本年度は大和流通団地既存管への接続工事及び北部工業団地内において松坂配水池系統から分離させ、大和流通団地については中峰配水池系統とし、給水水量の増加に対応するため、県道大平落合線に管路を新規に埋設する工事でございます。

5目営業設備費の量水器費につきましては、水道メーターの新設予定分の購入費を、また令和元年度において更新しようとしました公用車、自動車費について改めてお願いするもので、年度内購入可能であって、四輪駆動車で小回りが利き、取り回しもよく、水質検体の容器など積載可能な車両を予定しているところでございます。

次に、2項1目企業債償還金については、借入元金の支払予定額を計上し、3項国 庫補助金返還金については、平成30年度の宮床1号配水池耐震化工事に伴う補助金に ついて、平成30年度決算に伴い消費税の確定申告を行い、その額が確定したことから、 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額返還相当額についてお願いするものでご ざいます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

これで説明を終わります。

暫時休憩します。

午後1時20分 休 憩

午後1時23分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

日程第13「予算特別委員会の設置について」

議 長 (馬場久雄君)

次に、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。 お諮りします。

議案第30号から議案第41号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成 する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第41号までの各種会計予算 については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査する ことに決定いたしました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任 願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後1時24分 休 憩

午後1時25分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告をいたします。 委員長に千坂裕春議員、副委員長に今野善行議員が選任されました。

暫時休憩いたします。

午後1時26分 休 憩

午後1時33分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

本会議を再開します。

お諮りします。

本日はこの程度のとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。 本日はこれで延会します。

再開は3月4日、明日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時34分 延 会